

「地図の利用手続のあり方検討部会」 報告書概要

1. 測量法の承認手続の意義

測量成果が適切でない方法で複製・使用されることにより正確さが損なわれることを防ぐため、利用する前に国土地理院等の承認を受ける手続

複製承認：紙地図のコピー・スキャン、デジタルデータのデータコピー等が対象

使用承認：測量成果を加工して（手を加えて）別の成果物を作成すること等が対象（例：地形図を描き直して道路地図を作成）

2. 考慮すべき背景

- 基本測量成果の利用は、10年前は紙地図が中心
→ 現在はDVDデータ、Web地図データが中心
- 官民データ活用推進基本法等に鑑み、地図データの基本である測量成果を、できる限り使いやすい環境とすることが求められている。

3. 承認手続の主な課題

- 承認を要する対象や承認条件について、デジタルデータ・IoTの時代にふさわしい運用とすることが必要。
- 承認手続の簡素化・迅速化が必要。
- 手続が必要な事例等の分かりやすい説明が必要。

4. 課題等への提言(主な事項)

(1) デジタルデータ・IoTの時代にふさわしい運用

- Tシャツなど地図として利用しない場合のほか、書籍等への挿入については承認を不要とすべき。
 - 承認を要する対象の条件として、紙地図・デジタルを問わず測量成果の「位置座標」を持つかどうか等で判断することが妥当。
 - 地理院タイル※（測量成果）のそのままの複製を承認可とすべき。
- ※ 地理院タイル：国土地理院のWeb地図「地理院地図」で使用している地図データ

(2) 承認手続の簡素化・迅速化

- 申請が不要なもの、複製承認と使用承認の違い等について、事例を多く挙げたり、Q&Aを示す等でわかりやすく示すことが必要。
- 電子申請を高度化し、申請者が判断に迷わないようにすることが必要。
- 承認を受けた旨明示する文を簡潔にすべき。また承認の判断が容易な場合は即日～翌開庁日の承認とすべき。

(3) その他関連する取組の拡充

- 承認したリストをWebで公開すべき。
(当面、申請者から了解を受けたものを公開)
- 公共測量成果においても、基本測量成果と同様の適用がなされるよう測量計画機関に技術的助言を実施すべき。
- 公共測量成果の一層の流通の促進のため、G空間情報センター等と連携した取組を強化すべき。

(4) 中長期的な課題

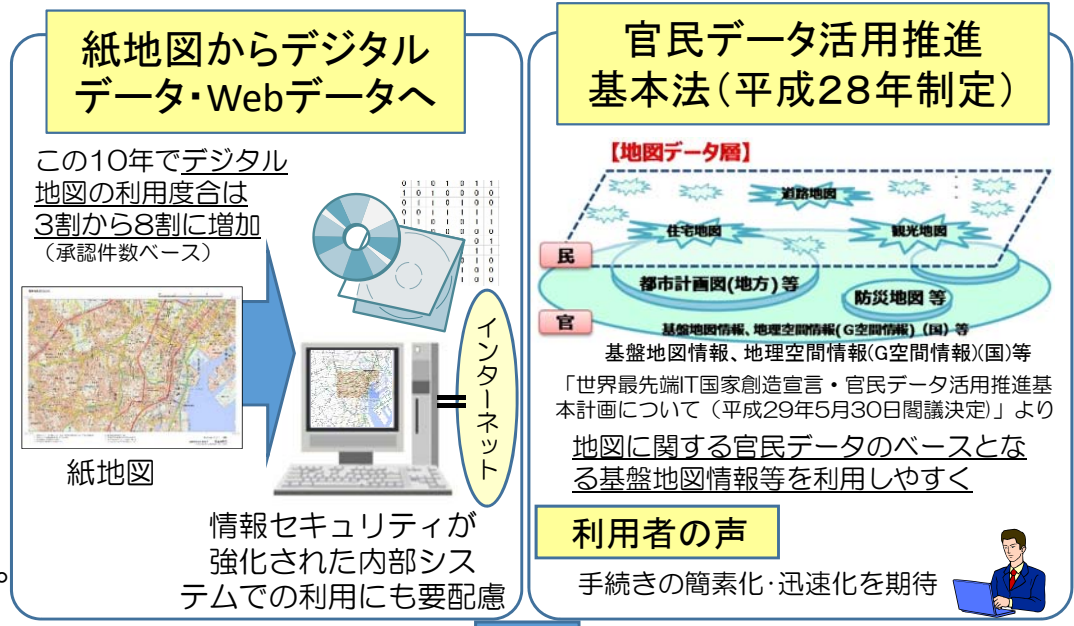
- 複製承認制度は引き続き継続、使用承認制度はより制限的でない方向に緩和することが適当。

5. 運用の改善による主な効果

- 申請者の手間の軽減。
- Web上でのデータの所在の分散化が図られ快適なアクセスを維持。
- 地理院タイル等を承認すること等により、ビジネスの創出に寄与。
- 公共測量成果の流通促進に寄与。

6. 国土地理院が上記提言を実施に移すにあたっての主な留意事項

- 承認の運用の変更について一定の周知期間を設け、適切な広報を実施すること。
- 承認したリストの公開可否を確認する趣旨について、混乱のないよう周知すること。
- 今後地理院タイルの複製を承認する場合においては、適時に最新のものに更新するよう促すこと。



測量成果が利用しやすくなるよう手続の改善等について提言

